

政策4

住み続けられるまちづくり

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



今後10年間の政策の方向性

人口減少と高齢化が同時に進行する局面でも、誰もが生活に必要なサービスを持続的に享受できるよう、効率的で快適なまちづくりの促進に向け広域的な観点から市町村のまちづくりを支援します。

目指す将来像と現状のギャップと課題

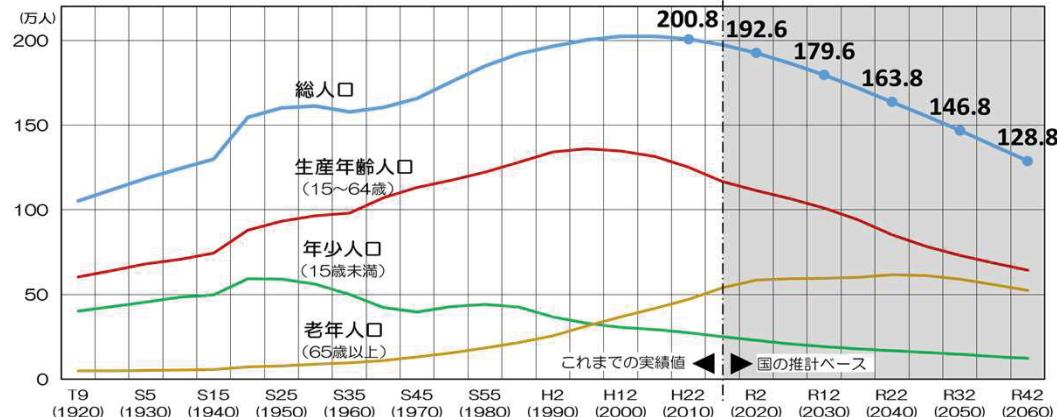
1 市街地の拡散と低密度化による行政コストの増大とコミュニティの希薄化

(1) 人口減少と人口構成の変化

1960年代の高度経済成長期からほぼ一貫して増加し続けた本県の人口は、2000年代をピークに減少に転じ、令和2年から令和22年の20年で28.8万人減少し、高度成長期前に相当する163.8万人になると想定されています。さらに、その仮定を延長すると令和42年には128.8万人にまで加速度的に減少していくと見込まれます。

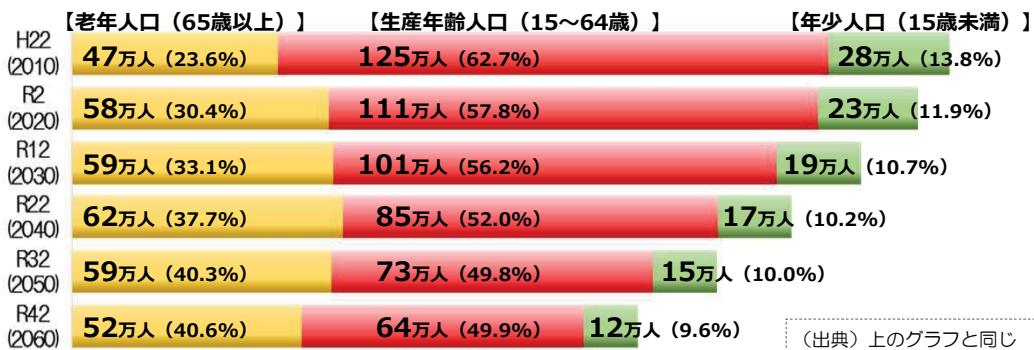
また、年少人口及び生産年齢人口は、さらに減少していく一方で、老人人口は令和22年まで増加を続けることから人口構成の変容が続きます。

群馬県人口の推移・推計



国勢調査（1920～2015年、但し年齢区分別人口は年齢・国籍不詳人口を除いた人口）
国立社会保障・人口問題研究所（2020年以降、但し2050年以降は機械的に延長した数値）

群馬県人口構成の変化



(2) 市街地の拡散と人口密度の低下

本県は、人口集中地区（DID※）の人口密度（4,055人/km²）が全国44位（平成30年）と低く、また、通勤通学や買い物、通院などの活動の郊外化が進むなど、人口密度が低く広範囲に拡散した都市構造となっています。

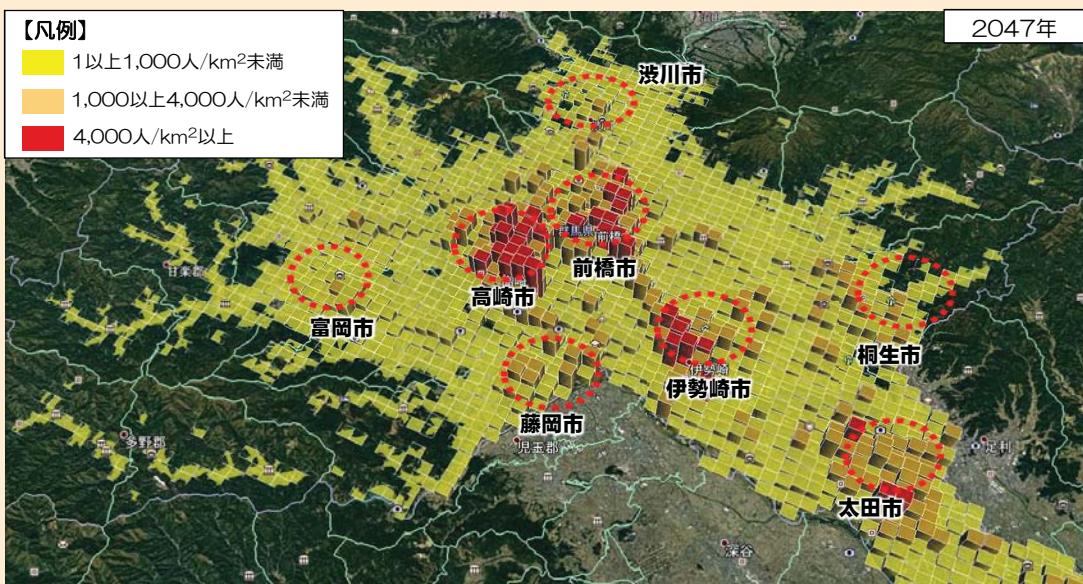
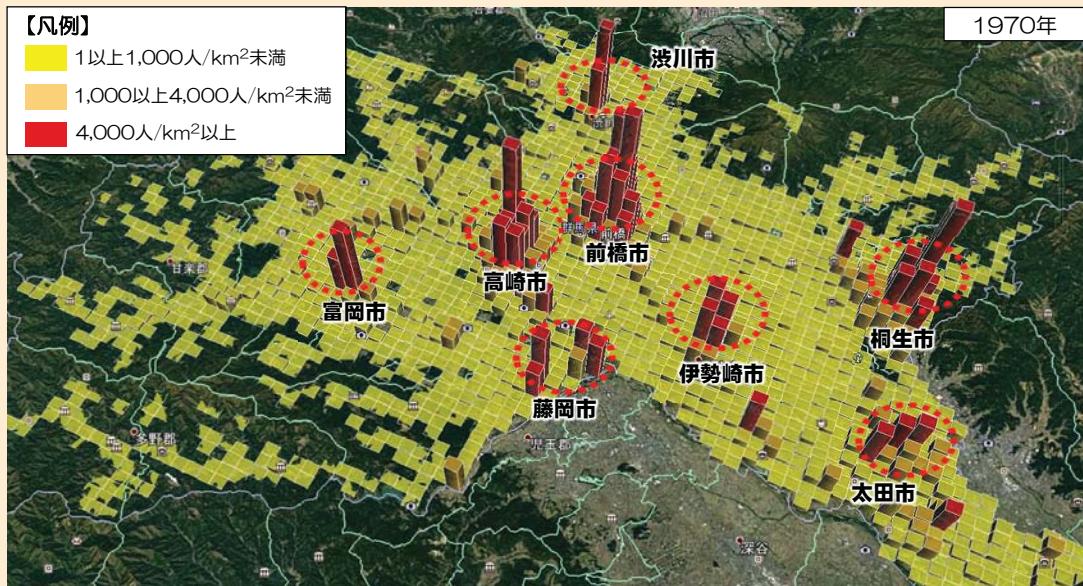
市街地の拡散と人口密度の低下がさらに進行すると、各地域において、商業施設や病院などのサービス産業が成立するための一定の商圏規模、マーケットが確保できなくなり、生活に必要な様々な都市機能の維持が困難になるとともに、高齢化が進行する中、住民同士のつながりが希薄化し、地域のコミュニティが衰退していくことが懸念されます。

都道府県DID人口密度順位
(1km²当たり)

順位	都道府県	人
1	東京都	12,381
2	大阪府	9,354
3	神奈川県	9,018
27	茨城県	4,648
28	栃木県	4,641
44	群馬県	4,055
45	富山県	3,875
46	青森県	3,799
47	山口県	3,288
—	全国平均	6,798

出典：国土交通省「平成30年
都市計画年報」

人口分布の推移



人口密度4,000人/km²は、都市計画法施行規則による既成市街地の人口密度の基準である。
また、人口密度4,000人/km²は、生活サービス機能の持続性確保に必要な人口密度の目安とされている。

※ 用語の意味については、P144～P151の用語解説をご覧ください。

(3) 依然として進む無秩序な郊外開発

依然として、土地利用規制が緩い郊外部などにおける無秩序な宅地化や開発が進んでいます。郊外部における開発が進むことで、新たに道路や下水道等の社会インフラの整備が必要となり、人口減少による税収の減少も懸念される中、社会インフラの維持管理が困難になることが懸念されます。

また、頻発化・激甚化する水害や土砂災害による被害が懸念される地域への開発が進むことで、災害による被害や新たな防災対策の増大が懸念されます。

浸水想定区域における住宅開発の状況

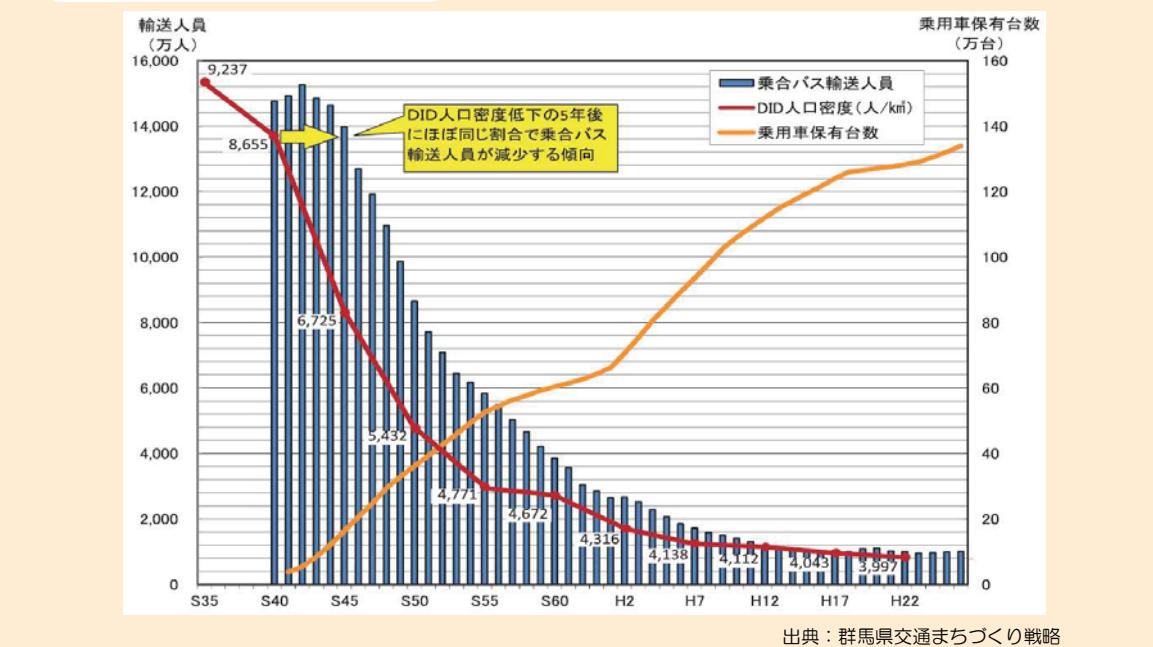


(4) まちの拡散による公共交通利用者の減少

DID※の人口密度と乗合バス輸送人員の変化を比較すると、これまで、人口密度の低下に若干遅れた形で乗合バス輸送人員が減少しています。

このまま、市街地の拡散と人口密度の低下が進むと、利便性の低下によるバス等の公共交通利用者のさらなる減少と、採算性の低下による公共交通の減便、撤退が懸念されます。

乗合バス輸送人員とDID地区人口密度



※ 用語の意味については、P144～P151の用語解説をご覧ください。

2 空き家・空き地の増加などによる生活環境の悪化と地域の魅力の低下

(1) 空き地・空き家の増加による生活環境の悪化

本県は空き家率が16.7%（平成30年度）と全国平均13.6%（平成30年度）より高く、今後も空き家の増加が想定されています。放置された空き家においては、腐朽・破損が進行しているものが多く、地域における景観、防犯、衛生面などの問題を抱えています。

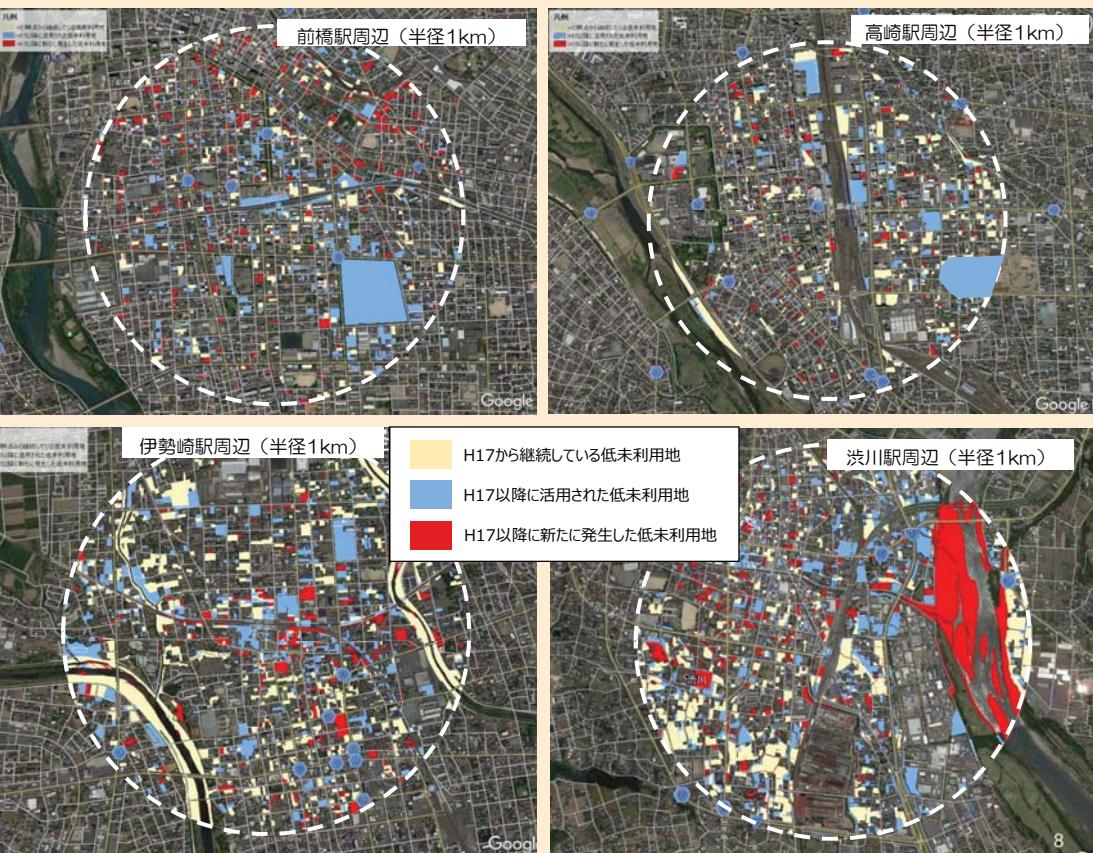
空き家率の推移



(2) 拡大し続ける低未利用地※

市街地中心部では、一旦発生した一定規模のまとまった低未利用地については、利活用が進む一方で、点在する小規模な低未利用地は10年間で利活用が進まず増え続けており、今後も人口減少の進展などにより、さらに都市のスポンジ化が拡大することが想定されます。

市街地中心部の低未利用地の状況（H27時点）



(3) 道路景観の悪化による地域の魅力の低下への懸念

道路空間は住民の暮らしの中に密接に存在することから、道路景観は住民の心のありように大きな影響を与えます。しかし、屋外広告物や電柱・電線が道路景観の良好な形成を阻害しています。

国土交通省で調査した「子供たちに残したい＆残さたくないニッポンの道景色」によれば、残さたくない景観は、「電柱・電線」が33%、「看板」が25%という結果となっています。

屋外広告物による道路景観の阻害の例



出典：国土交通省

※ 用語の意味については、P144～P151の用語解説をご覧ください。

施策1 適正な土地利用によるまちのまとまりの維持

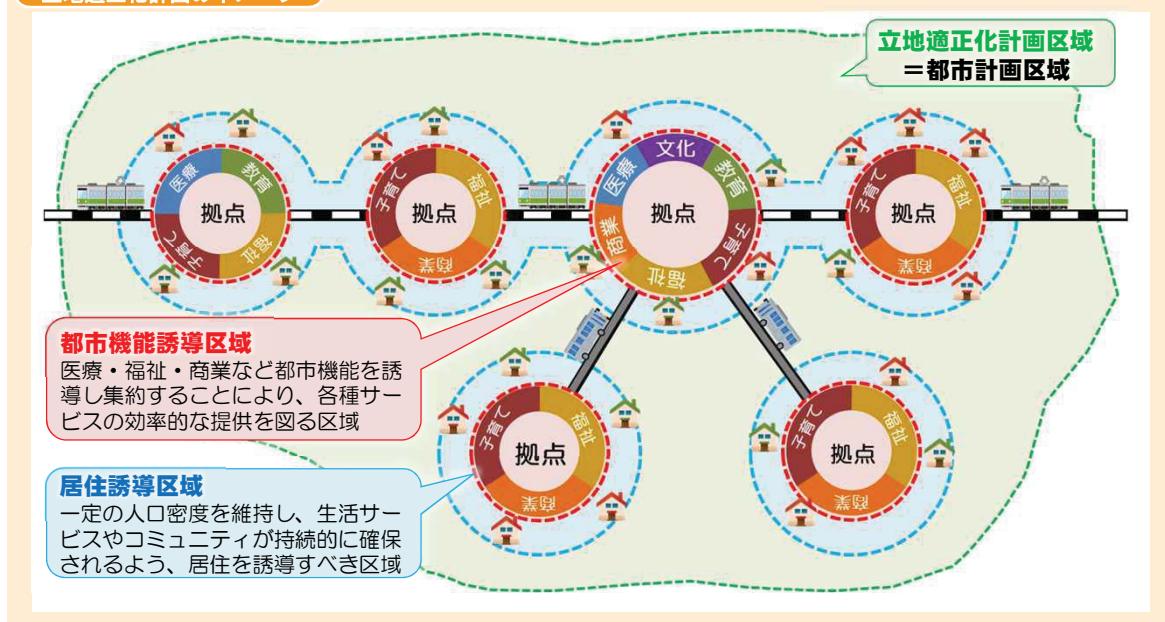
取組1 居住と都市機能集積の促進

(1) 立地適正化計画※による「都市機能誘導区域・居住誘導区域」の指定促進

市街地の拡散や人口密度の低下による、都市機能の衰退や地域コミュニティの希薄化を防ぐため、駅周辺や市役所等の地域の拠点に公共施設や商業施設、医療機関などの都市機能の核となる施設を集積・誘導するとともに、周辺に居住機能を誘導することで、「まちのまとまり」の維持に努めます。

都市機能と住宅等の集積・誘導の促進に向けては、市町村の立地適正化計画策定を支援することで「都市機能誘導区域・居住誘導区域」の指定を促進するとともに、一体的な生活圏を有する市町村を越えた範囲における「まちのまとまり」の維持を図るため、県は広域的な観点から市町村間のまちづくりに関する各種調整を行います。

立地適正化計画のイメージ



(2) 頻発化・激甚化する気象災害に対応する安全な「まちのまとまり」づくり

頻発化・激甚化する気象災害のリスクを軽減し、効率的・効果的な防災・減災対策を推進するため、水害や土砂災害等のリスクが高い地域への住居、店舗、病院、社会福祉施設等の立地を抑制するなど、防災・減災対策と連携した安全なまちのまとまりづくりに取り組みます。

取組のイメージ



※ 用語の意味については、P144～P151の用語解説をご覧ください。

(3) 公共施設・空間の新たな活用による「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出

にぎわいと活力のある、エリア価値の高い、持続可能なまちづくりを目指し、官民が連携して、公共空間の新たな活用方法の検討や、沿道との一体的な活用を前提とした街路整備などにより、居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出を促進します。

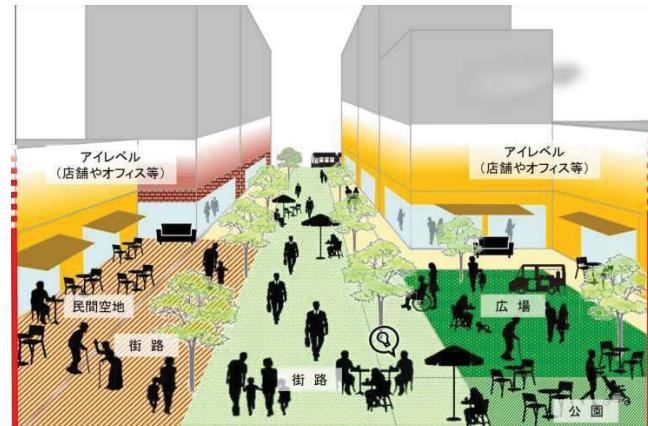
公共施設・空間の新たな活用の事例



まちなかウォーカブルの推進

コラム Column

国土交通省では、コンパクト・プラス・ネットワーク等の都市再生の取組をさらに進化させ、官民のパブリック空間（街路、公園、広場、民間空地等）を人を中心の空間へ転換・先導し、民間投資と共に「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を形成する「まちなかウォーカブル」の取組を推進することとしています。



「居心地が良く歩きたくなるまちなか」

Walkable

歩きたくなる

E ye level

まちに開かれた1階

D iversity

多様な人の多様な用途、使い方

O pen

開かれた空間が心地よい

居心地が良い、人を中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。

歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。

多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存が生まれる。

歩道や公園に、芝やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

都市構造の改変等

- **都市構造の改変**（通過交通をまちなか外へ誘導するための外周街路整備等）
- 都市機能や居住機能の**戦略的な誘導と地域公共交通ネットワークの形成**
- **拠点と周辺エリアの有機的連携**
- **データ基盤の整備**（人流・交流、都市活動等に係るデータプラットフォームの構築等）等

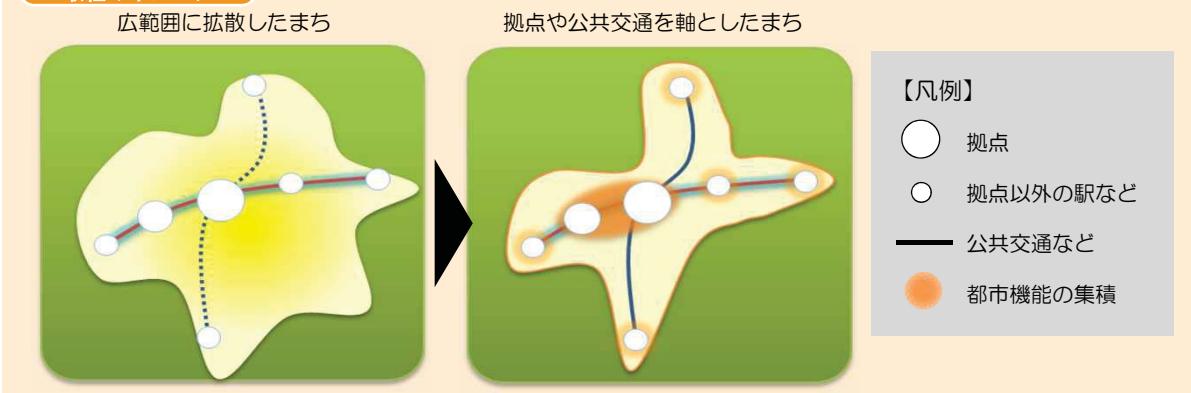
出典：国土交通省

取組2 公共交通を軸としたまちづくり

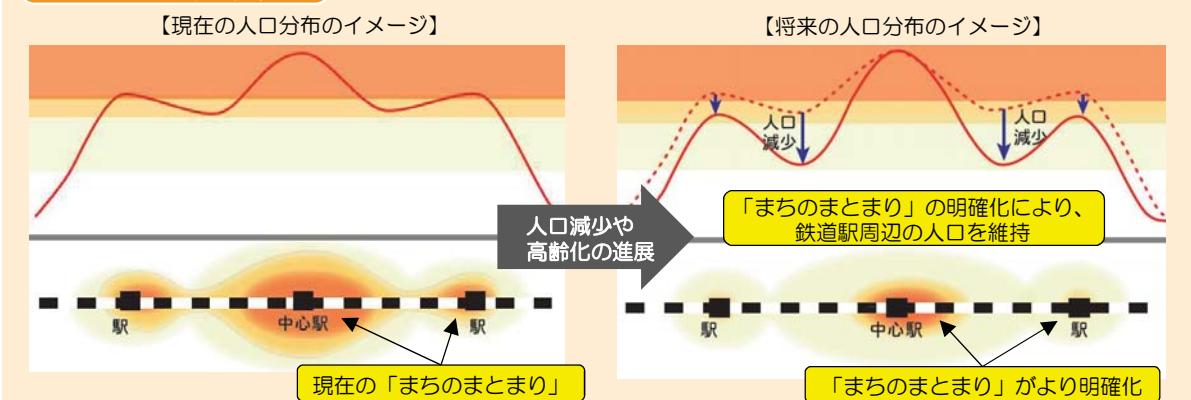
(1) 鉄道駅周辺や基幹バス路線沿線への立地誘導

人口減少と高齢化が現状のまま推移しても、まちの活力を維持し公共交通が成り立つよう、まちの機能や住宅を公共交通の利便性が高い鉄道駅周辺等へ誘導することにより、まちのまとまりを維持します。

取組のイメージ



まちのまとまりの明確化



10年後の姿（取組による効果）



群馬県が
こんなに
良くなるよ!

まちの拡散がストップし、コンパクトでにぎわいのあるまちに!!

- ・県内の18市町村で立地適正化計画※の策定が完了
- ・まちのまとまりが保たれ、人が中心となったにぎわいのあるまちに

政策の目的を達成するための主な指標

【取組指標】政策の目的の達成に向け、具体的な取組の進捗状況を明確に把握するための指標

取組指標	現状	目標
立地適正化計画策定市町村数	9市町村 (R元年度末)	18市町村 (R11年度末)

【成果指標】政策の目的の達成に向け、ほかの不確定要素の影響はあるが、県民にとって効果を実感しやすい指標

成果指標	現状	目標
市街化区域※人口密度	64.3人/ha (H28年度末)	60人/ha維持 (R11年度末)

SDGsの関連目標



【関連ターゲット】

11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

11.a 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。

※ 用語の意味については、P 144～P 151の用語解説をご覧ください。

施策2 良好なまち並みと快適な住まいづくり

取組1 地域の誇れる景観づくり

(1) 景観まちづくりの支援

本県の有する個性豊かで美しい景観を活かし、県民の郷土に対する誇りをはぐくむとともに、本県の風土に根ざした魅力を広く発信するため、市町村の「景観まちづくり」の取組を支援します。

景観行政団体※への移行支援

地域の特性・風土を活かした景観づくりを促進するため、市町村が「景観計画」を策定し、きめ細かな規制誘導方策を展開できるよう、市町村の景観行政団体への移行を支援します。



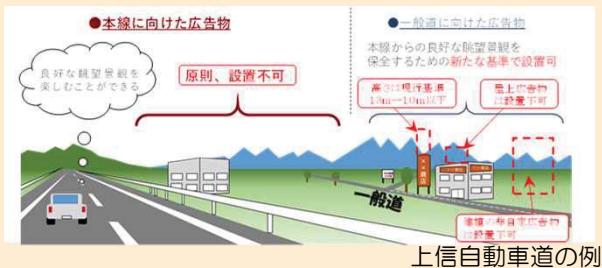
景観行政団体の取り組み事例「草津温泉湯畑」(草津町)

(2) 地域の特性に応じた屋外広告物の規制誘導

観光ルート等における良好な景観形成を図り、ぐんまの魅力とブランド力を高めるため、県内の主要観光ルートや高速道路等のIC周辺道路の沿線地域等において、地域の特性に応じた屋外広告物の規制誘導を推進します。

景観誘導地域※(県条例)

上信自動車道の良好な景観を確保するため、屋外広告物の設置等を規制します。



上信自動車道の例

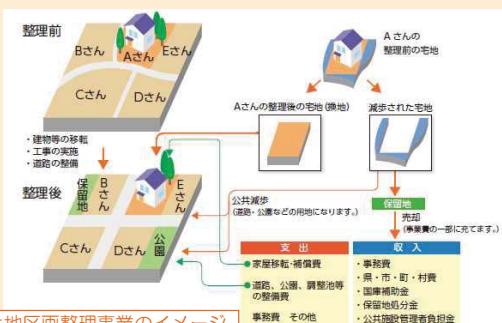
取組2 安全で快適な居住環境づくり

(1) 快適な生活空間の整備

市街地の秩序ある整備を図り、快適な居住環境を形成するため、土地区画整理事業に取り組むとともに、県民の交流、憩いの場を提供するため、都市公園の整備や運営管理を行います。

土地区画整理事業

都市計画区域の土地について、道路・公園等の公共施設を整備し、健全な市街地の形成と快適な居住環境の整備を推進します。



土地区画整理事業のイメージ

都市公園

県民に憩いとレクリエーションの場を提供するため県立都市公園の整備と適正な運営管理を行います。また、誰でも安全で安心して公園を利用できるよう、公園施設や樹木の適正な管理とともに、公園施設のバリアフリー化を推進します。



群馬の森(高崎市)



多々良沼公園(館林市)



観音山ファミリーパーク(高崎市)

※ 用語の意味については、P 144～P 151の用語解説をご覧ください。

(2) 空き家対策の総合的な推進

放置することで、地域の治安や魅力の低下、生活環境の悪化、景観の阻害等が懸念される空き家を抑制するため、空き家の除去とともに、県内外からの移住者の新たな生活や活動の拠点としての空き家の利活用促進を図ります。

また、市町村、不動産や法律の専門家団体からなる「群馬県空き家利活用推進協議会」を設置し、空き家対策の情報共有のほか、市町村への情報提供・助言等の支援を行います。



(3) 災害に強い安全な住まいづくり

災害時でも安全な居住空間を確保するため、住宅・建築物の耐震化や減災化を促進します。

また、多くの人々が利用する社会福祉施設、ホテルや旅館を安心して利用できるように、建築基準法の防火・避難規定の適合状況の点検を実施します。



10年後の姿（取組による効果）



景観や暮らしやすさが向上し、皆が誇りを持てる地域に!!

- ・美しい景観の創出・保全により、魅力ある地域への愛着心が向上
- ・良好なまちなみの形成を図ることで、快適な居住環境を確保

政策の目的を達成するための主な指標

【取組指標】 政策の目的の達成に向け、具体的な取組の進捗状況を明確に把握するための指標

取組指標	現状	目標
土地区画整理完了率	82% (R元年度末)	91% (R11年度末)

【成果指標】 政策の目的の達成に向け、ほかの不確定要素の影響はあるが、県民にとって効果を実感しやすい指標

成果指標	現状	目標
住宅の耐震化率	87% (R元年度末)	算定中% (R7年度末)
多数の者が利用する建築物の耐震化率	90% (R元年度末)	算定中% (R7年度末)

SDGsの関連目標



【関連ターゲット】

11.1 2030年までに、全ての人々の、適切、安全かつ安価な住宅及び基本的サービスへのアクセスを確保し、スラムを改善する。

11.7 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摶的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。